

# 上美生小学校いじめ防止基本方針(R7年度一部改訂)

茅室町いじめ防止基本方針に則し、以下の通り本校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 学校におけるいじめ防止基本方針の策定

自校におけるいじめ防止等の取り組み等について定めた学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページなどで公表するものとする。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 名 称 : 上美生小学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 管理職、教務主任、指導部、養護教諭、担任、学校運営協議員、PTA役員、その他必要に応じて校長が定める。
- (3) 会 議 : 4月（計画会議）、3月（反省会議）、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。  
\*学校運営協議員とPTA役員については、必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。  
管理職、教務主任、指導部、養護教諭、担任等、その他必要に応じて校長が定める。

## 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童がもつように、教育活動全体を通して徹底して指導する。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として許されないという認識や、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童にもたせられるよう指導する。

### (1) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行い、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的・開発的な取組を計画・実施する。

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修を行い、いじめの対応力向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、生徒に対し全校集会や学級活動などで、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの指導を徹底する。

イ 教育活動全体を通じて相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や道徳教育の充実、生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくりや豊かな情操を培う指導に努める。

ウ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの早期発見

いじめは早期発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

～主な取組や手立て～

### ア いじめアンケートの実施

いじめの早期発見のために、5月、10月にいじめアンケートを実施する。

### イ 教育相談体制の整備

いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策の策定については、管理職と指導部が主体となって行う。スクールライフアドバイザーとの連携も大切にする。いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。

### ウ 児童観察による情報収集

学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、指導部に報告する。指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。

### エ 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

オ いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭し、いじめを積極的に認知する。

### カ 学校風土調査・おなやみポスト等の活用、ネットパトロール等の実施

## (3) いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめられた児童やその保護者を守る立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認を迅速におこない、指導の方針について協議する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。

イ 校内チームの役割を明確にする。

　・事実確認、整理、分析、まとめ　　・対応策の検討　　・教職員の意思形成、調整

ウ スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。

エ チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。

　・児童への心のケア　　・該当児童への指導　　・事実を認識していた児童への指導

　・該当児童の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）

　・教育相談体制の強化　　・適切な人間関係づくりを目指した取組(各領域との連携)

オ 問題の内容等に応じて、町教委と緊密に連携する。また、保護者や地域との連携が必要な場合は、個人情報の取扱いに留意しつつ保護者や地域住民の信頼を確保するよう努める。

カ 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

## 4 重大事態への対処

重大事態と認定された場合の対応は芽室町いじめ防止基本方針第4章 重大事態への対処を踏まえ、教育委員会と連携し、適切かつ迅速に対応する。